

平成29年第3回せたな町議会臨時会

平成29年4月27日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
【承認第1号についての議会運営委員会委員長報告】
- 5 承認第1号 専決処分の承認について
【平成28年度せたな町一般会計補正予算（第13号）】
- 6 承認第2号 専決処分の承認について
【せたな町税条例の一部を改正する条例について】
- 7 議案第1号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第2号 工事請負契約の締結について（認定こども園外構整備工事）
- 9 議案第3号 工事請負契約の締結について（認定こども園新築工事（建築主体））
- 10 議案第4号 工事請負契約の締結について（認定こども園新築工事（電気設備））
- 11 議案第5号 工事請負契約の締結について（認定こども園新築工事（機械設備））

○出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 細川伸男君 | 2番 | 神田和浩君 |
| 4番 | 本多浩君 | 5番 | 石原広務君 |
| 6番 | 榊田道廣君 | 7番 | 大湯圓郷君 |
| 8番 | 真柄克紀君 | 9番 | 平澤等君 |
| 10番 | 大野一男君 | 11番 | 熊野主税君 |
| 12番 | 菅原義幸君 | | |

○欠席議員（1名）

- 3番 江上恭司君

1. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣	君
総務課長	原進	君
財政課長	佐々木正則	君
税務課長	樋口靖	君
町民児童課長	吉崎照人	君
農務課長	佐藤英美	君
建設水道課長	丹羽優	君
建設水道課長補佐	平田大輔	君
課税係長	尾野真也	君
畜産係長	稲舩洋志	君

《大成総合支所》

総合支所長	佐野英也	君
-------	------	---

《瀬棚総合支所》

総合支所長	関功悦	君
-------	-----	---

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成田円裕	君
教育委員会事務局長	杉村彰	君
教育委員会事務局長次長	沼口英樹	君
北檜山幼稚園長	鎌田郁美	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	丹羽小百合	君
事務局次長	上野朋広	君
事務局総務係	原田翔太	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 3番、江上恭司議員から欠席の届け出がありました。

ただ今の出席議員11名で定足数に達していますので、平成29年第3回せたな町議会臨時会は成立しました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、10番大野一男議員、11番熊野主税議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配布したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは、2件の行政報告を申し上げます。

まず一つ目、町立国保病院医師の退職について報告いたします。

この度、町立国保病院内科医長であります、馬出裕司先生ならびに、黒川剛生先生から退職

の申し出がありました。町民の生命と健康を守るため、継続して勤務していただけるよう慰留に努めてまいりましたが、残念ながら馬出先生については、5月26日の診療を最後に、黒川先生については、5月31日の診療を最後に、町立国保病院を去られるということになりました。

今後は、内科医師の求人を早急に進めるとともに、院長および継続して勤務していただく内科医の先生と協力し、さらに主張医の先生方のお力も借りながら、一次医療の確保に努めてまいります。町民の皆様には、ご心配やご負担をおかけすることとなりますが、ご理解をお願いするものでございます。

次に、4月18日発生の強風による被害状況について報告いたします。詳細は、お手元の資料になりますが、4月18日に発達した低気圧の影響により、最大瞬間風速31.3メートルの強風を記録し、記載のとおり被害が発生したものであります。

①人的被害につきましてはございませんでした。

②住家被害では、半壊が1棟、一部破損が19棟で、被害額が621万3,000円となっております。

③非住家被害では、倉庫等の倒壊、シャッター破損など、全壊、半壊合わせて12棟、286万6,000円の被害額となっております。

④農業被害については、田の土砂埋没、農業用排水路トラフ損壊、営農施設では、ビニールハウスの全壊、半壊や一部損傷、倉庫や牛舎、作業所の一部破損など合わせて、339件で、5,994万4千円の被害額となっております。

⑤土木被害では、河川での倒木や護岸決壊など2カ所の被害、道路については、法面の崩落、落石、倒木により30カ所の被害、橋梁では2カ所で欄干の破損被害がありました。公園では北檜山グリーンパーク休憩所の一部破損1件、合わせて35カ所で、853万円の被害額となっております。

⑥水産被害では瀬棚区において、ひやま漁協荷捌施設の一部破損が2件、船外機破損が1件、合わせて461万円の被害額であります。

⑦衛生被害では、瀬棚区北島歌簡易水道施設の被害1件で、11万2,000円の被害額であります。

⑧商工被害では、シャッター破損や外壁損傷が2件で、100万円の被害額であります。

⑨立文教施設では、北檜山中学校物置シャッター破損で、25万円の被害額であります。

⑩社会教育施設被害では、北檜山スポーツ公園で倒木被害、瀬棚区三杉球場では玄関フードガラス破損の2件で、15万円の被害額であります。

⑪社会福祉施設等被害では、若松自治会館外壁破損1件で、14万9,000円の被害となっております。

⑫その他では、瀬棚区で290戸において停電が発生いたしました。被害総額は8,382万4,000円となったものでございます。

この度の強風による被害を受けた方々に対し、心からお見舞いを申し上げる次第であります。以上で被害状況の報告を終わります。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

次に、細川議会運営委員会委員長に、承認第1号に関する議長の諮問について、答申を求めます。

細川議会運営委員長。

○委員長（細川伸男君） 先程、開催されました第5回議会運営委員会において、議長から諮問された、第3回議会臨時会附議事件専決の承認について協議いたしました。

その結果、本委員会は、承認第1号については、地方自治法179条第1項の規定に反して行われた専決処分承認は、会議に付する事件とは言えず、議題とする宣告をする必要はないと協議いたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第5 承認第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、承認1号につきましては…

○9番（平澤 等君） 議長。

○議長（菅原義幸君） なんですか。

○9番（平澤 等君） すみません。この今の、議運の委員長の報告に聞きたいことがあるのですが…。

○議長（菅原義幸君） 発言の趣旨は、どういうことになるんですか。

○9番（平澤 等君） 立って言います…私、今の議運の委員長の発言の中で、調査案件として、議運の委員長から、議長から諮問があったこの専決処分の第1号の件で、地方自治法の179条第1項の規定に反しているというふうなことを、議会運営委員会の中で、協議し決定したことが報告されていますけれども。

この規定に反するという意味が、私ちょっと分からないので、ちょっと教えてほしいなという風にして、聞きたいなと思います。

教えていただけませんか。

○議長（菅原義幸君） それ後告にしていいただけませんか。今の発言の趣旨は、何になります

○9番（平澤 等君） 後告って、何ですか。

○議長（菅原義幸君） のちほどにしていいただけませんか。

○9番（平澤 等君） はい…しかし、まだ言ってもいいですか。

実はこの件についての、今議会運営委員会の中での話の中では、理事者側の話も全然聞かれていないんです。私の方としては、双方の話を聞いた中で、判断したいなと思うんです。そういった中での今の、私の考えでございます。

議運の中で、慎重審議されたということは、十分時間をかけて分かっていますけれども。聞くところによりますと、理事者が入らないで、その中で質議されたという風なことでございます。

理事者側の言い分も、あるんでなかろうかと思っておりますので、そういった話も参考にしながら、自分でも判断をしたいと考えています。

○議長（菅原義幸君） 答申が既に行われておりますから、この件については、委員長報告ど

おり、取り進めることにいたします。

◎日程第5 承認第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、承認1号につきましては、議会運営委員会から、地方自治法第179条第1項の規定に反して行われた専決処分の承認は、会議に付する事件とは言えず、議題とすることを宣告する必要はないとの答申がございました。

よって、せたな町議会議会規則町議会会議規則第35条に基づく宣告をしないことにいたします。

◎日程第6 承認第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 承認第2号ですけれども、本案は専決処分の承認についてであります。せたな町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。内容については、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） せたな町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の11ページから45ページまででございますが、46ページから48ページのせたな町税条例の一部改正の概要により説明をさせていただきます。

まず今回の条例改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日公布され、原則本年4月1日から施行されたことに伴いまして改正を行うものでございます。主な改正内容についてです。

まず、最初に町民税関係でございますが、上場株式等の配当所得にかかる町民税の課税方式にかかる選択について明確化にするための改正や、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う控除対象配偶者を同一生計配偶者への文言の修正。さらには、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例の適用の期間を3年間延長する改正等でございます。

次に、固定資産税関係でございますが、震災等により滅失損壊した償却資産に対する代替回復、償却資産等にかかる特例措置の創設や、被災住宅用地にかかる特例措置の拡充に伴う規定の整備、さらに家庭内保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業者内保育事業にかかる家屋及び償却資産の課税標準額の軽減割合並びに、特定事業所内保育施設にかかる固定資産税の課程標準額の軽減割合に関する特例措置について、我が町特例として規定するものでございます。

次に、48ページで軽自動車関係でございますが、消費税引き上げ時期の延長に伴いまして、

軽自動車税のグリーン化特例経過について基準を見直し、適用期限を2年延長するものでございます。以上で、せたな町税条例の一部を改正する条例についての説明を終らせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

承認第2号を、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第1号、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、軽減判定所得について見直すため、本条例の一部を改正しようとするものであります。内容については、担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の50ページから51ページでございます。初めに条例改正の趣旨でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年2月22日に公布され、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布され、いずれも本年4月1日から施行されたことに伴いまして、昨年に引き続き低所得者に対する軽減措置の拡大策として、国民健康保険税の5割軽減並びに2割軽減の対象となる所得の基準について、それぞれ引き上げるものでございます。51ページの新旧対照表により説明させていただきます。

第23条第2号において、これは5割軽減の対象となる世帯にかかる分についてでございます。

26万5,000円を27万円に改めまして、同条第3号において、これは2割軽減の対象となる世帯にかかる分についてでございますが、48万円を49万円に改めるものでございます。附則として、施行期日を公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものとし、適用区分を改正後のこの条例の規定を平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することとし、28年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第2号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、工事請負契約の締結でありまして、認定こども園外構整備工事についての請負契約でございます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決をもとめるものであります。内容につきましては、担当課長に説明いたさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案書53ページでございます。議案第2号工事請負契約の締結について、工事の名称、認定こども園外構整備工事、契約の金額8,208万円、契約の相手方、松本・北工経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町北檜山区北檜山258番地、松本建設株式会社、代表取締役、松本由昭、構成員、久遠郡せたな町北檜山区豊岡114番地7、北工建設株式会社、代表取締役佐藤佑二。参考として工期については、契約締結の日の翌日から平成29年12月15日までとなります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第3号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、工事請負契約の締結についてでありまして、認定こども園新築（建築主体）工事ではありますが、請負契約を締結するもので、せたな町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案第3号、工事請負契約の締結について、工事の名称、認定こども園こども園新築工事（建設主体）、契約金額5億436万円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区豊岡167番地1、井上建設株式会社、代表取締役井上義章。参考として工期については、契約締結の日の翌日から平成30年1月31日までとなります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第 10 議案第 4 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 10、議案第 4 号、工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、工事請負契約の締結についてでありまして、認定こども園新築（電気設備）工事の請負契約ですが、せたな町議会の議決に付するべき契約及び、財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により予定価格が 5,000 万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案第 4 号、工事請負契約の締結について、工事の名称、認定こども園新築工事（電気設備）、契約の金額、8 億 460 万円、契約の相手方、橋本・ヤマト 経常建設共同企業体、代表者、札幌市東区北 19 条東 10 丁目 3 番 7 号、橋本電気工事株式会社、代表取締役、橋本耕二、構成員、久遠郡せたな町北檜山区豊岡 334 番地 40、有限会社ヤマト電気工業所、代表取締役、並川武光。参考として工期につきましては、契約締結の日の翌日から平成 30 年 1 月 31 日までとなります。

以上で、説明を終ります。よろしくお願いたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第 11 議案第 5 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 11、議案第 5 号、工事請負契約の締結を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、工事請負契約の締結についてであります。認定こども園新築（機械設備）工事について請負契約を締結するものですが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により予定価格が 5,000 万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めます。内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案第 5 号、工事請負契約の締結について、工事の名称、認定こども園こども園新築工事（機械設備）、契約の金額、1 億 368 万円、契約の相手方、函館市栄町 12 番 18 号、大明工業株式会社、代表取締役、小林正明。参考として工期につきましては、契約締結の日の翌日から平成 30 年 1 月 31 日までとなります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で、平成 29 年第 3 回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午後1時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 7月25日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 大 野 一 男

署名議員 熊 野 主 税